



平成26年 5 月22日

各 位

上場会社名	エムスリー株式会社 (コード番号：2413 東証一部) (http://corporate.m3.com)
本社所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 辻 高宏
電話番号	03-6229-8900 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成26年 6 月18日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 議決権を有しない単元未満株式についての権利を定めるため、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものであります。なお、当社は、平成26年 3 月12日開催の取締役会において、平成26年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を200株に分割するとともに1 単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨の定款変更決議をしております。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (3) 上記 (2) の取締役の任期短縮にともない、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう、剰余金の配当等に関する規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

本定款変更は、平成26年 6 月18日開催予定の第14回定時株主総会に付議予定です。

効力発生予定日：平成26年 6 月18日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第22条～第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当</u> (以下、「<u>期末配当金</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>② 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当</u> (以下、「<u>中間配当金</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株主の権利)</p> <p>第7条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第23条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によらず<u>取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当</u> (以下、「<u>配当金</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>